

## 社会福祉法人安納双葉福祉会 役員・評議員等旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安納双葉福祉会の役員及び第三者委員、評議員の報酬及び費用弁償について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

### (理事長の報酬)

第3条 理事長は、毎月3回以上出勤し年額360,000円とする。

### (役員・第三者委員・評議員の出席)

第3条 役員及び第三者委員、評議員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支払うことができる。

### (理事の報酬)

第4条 理事が理事会・評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

監事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長に命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (第三者委員の報酬)

第6条 第三者委員が苦情解決に向けての調整、助言等の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (評議員の報酬)

第7条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第8条 役員、第三者委員、評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人安納双葉福祉会旅費規則の規程を準用し、「一般職3級以上の職務にあてるもの」とみなし

て、旅費を支給する。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(摘要除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を摘要除外する。

(改正)

第11条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より適用する。

## 別表1

費用弁償	
理事・監事・第三者委員・評議員・選考委員	1回3,500円

## 別表2

報酬	
理事・第三者委員・評議員	1日7,000円 半日3,500円
監事	1日10,000円 半日5,000円
■理事会・評議員会以外の主な業務	
理事業務日当（役職員研修会日当・指導監査等立会日当等）	
監事監査指導日当・監事研修会日当等	